明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○土地改良法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四〇）　二
〔訓令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（**内閣府**一五）　二
〔告示〕
○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**内閣府**六八）　三
○内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**同**六九）　三
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（**金融庁**三一）　四
○除籍の一部が滅失した件（**法務**九七）　四
○原戸籍の一部が滅失した件（**同**九八）　四
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**厚生労働**一八九）　四
○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）第二条及び第四条の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示する加工品を公表する件（**農林水産**九四〇）　四
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**五九四～五九七）　五
○登録基幹技能者講習の登録をした件（**同**五九八）　五
○不燃材料を定める件の一部を改正する告示（**同**五九九）　五
○道路に関する件（**東北地方整備局**七〇、七一）　五
○道路に関する件（**中部地方整備局**七〇）　六
○道路に関する件（**九州地方整備局**七〇）　六
〔国会事項〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　六
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
羅臼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　六
稚内管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　六
留萌管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　六
小樽管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　六
函館管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　六
室蘭管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　六
釧路管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　六
網走管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　六
甲種危険物等取扱責任者登録タンカー学科講習実施機関の登録（国土交通省）　七
登録タンカー安全担当者講習実施機関の登録（同）　七
〔公告〕
諸事項
官庁
証票無効、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他
警察庁　三〇